による認可、同条第四項の規定による協議、同条第六項の規定による命令、法第五十五条の五の規定による届出の受理、法第五十五条の七第一号及び第二号の規定による指定、法第五十五条の九第二項の規定による承認、法第五十五条の十第一項及び第三項の規定による立入検査、同条第四項の規定による指示、同条第五項の規定による報告の受理、法第六十四条第一項」に、「もの並びに」を「もの及び」に、「及び第六号」を「から第七号まで」に、「第三十七条」を「第三十六条の三、第三十七条」に、「及び第五十五条の二」を「、第五十五条の二及び第五十八条の二」に改め、同条第三項第四号中「第七十一条」を「第三十六条の三、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第二項、第五十五条の五、第五十五条の六、第五十五条の七第三号、第五十五条の八、第五十五条の九及び第五十八条の二の主務省令並びに法第七十一条」に、「第三十七条及び第五十五条の二」を「第三十六条の三、第三十七条、第五十五条の二及び第五十八条の二」に改める。

附　則

この政令は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　世耕　弘成

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十三号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条ただし書中「第九号から第十一号」を「第十号から第十二号」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同条第八号中「及び移動式旅客乗降用施設」を削り、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　移動式施設（移動式荷役機械にあつては、自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。）

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十四号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）を実施するため、この政令を制定する。

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の八第一項中「、従業者の配置の状況」を削る。

附　則

この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○総務省告示第三百十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第三百二十三号（総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十七日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　設備規則第十四条の二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線設備は、次のとおりとする。 設備規則第十四条の二第一項に規定する対象無線設備であって、送信空中線と人体（頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するもの	二　設備規則第十四条の二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線設備は、次のとおりとする。 前項第一号から第五号までに掲げる無線設備であって、送信空中線と人体（頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するもの
備考　表中の［一］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第三百十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第四百二十三号（無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十七日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　設備規則第十四条の二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線設備は、次のとおりとする。 設備規則第十四条の二第一項に規定する対象無線設備のうち携帯して使用するために開設する無線局のものであって、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの	二　設備規則第十四条の二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線設備は、次のとおりとする。 前項第一号から第五号までに掲げる無線設備のうち携帯して使用するために開設する無線局のものであって、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの
備考　表中の［一］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。